

知立市立知立小学校
学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
知立小学校
（最終改訂 令和5年4月1日）

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめはどの児童にも起こりうる。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」「けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要がある」という意識を持ち、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるように、本校の教職員は、「いじめの防止」や「早期発見」、「いじめが発生した際の対処」等に、組織的に当たらなければならない。そしていじめの防止等の対策は、児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、知立市、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服することを目指していかなければならない。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

「いじめの早期発見」と「いじめへの実効的な対処」を行うため、その実行の中核となる組織を設置する。

(2) 組織構成員について

複数の教職員・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、いじめ不登校担当、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、人権主任
心理や福祉等の専門的知識を有する者・・・心の相談員

(3) 組織の役割

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ相談・通報の窓口
- ・情報の収集と記録、共有
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ・年度当初に、いじめ防止基本方針について児童生徒や保護者に説明する機会を設ける
- ・わかる授業
- ・心の居場所づくり
- ・基本的な生活習慣に対する指導
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- ・児童の主体的な活動の推進
- ・児童が落ち着いて生活できる環境の整備
- ・保護者・家庭・地域との連携
- ・教職員の人権意識の高揚と現職教育の充実

(2) いじめ早期発見の取組

- ・日々の児童観察

- ・教職員の素早い情報共有と連携
- ・保護者との情報交換
- ・心の相談員やスクールカウンセラーとの連携
- ・なやみアンケート（全記録・調査用紙等を各学校で3年間保存する）
- ・個人面談、教育相談

（３）いじめに対する措置（学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意する）

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
- ・いじめたとされる児童や集団に対する事情の確認
- ・事情を確認した上での適切な組織的指導
- ・保護者・家庭への連絡・相談・助言
- ・知立市教育委員会への連絡・相談
- ・事案に応じた関係機関との連携

（４）ネットいじめへの対応

- ・情報モラル教育の推進
- ・保護者への啓発活動
- ・発見内容等の知立市教育委員会への報告
- ・犯罪性のある掲示板等の削除依頼
- ・事案によっては、警察への通報や外部専門機関への援助依頼

４ 重大事態への対処について

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより学校に在籍する児童等が

- 年間 30 日程度欠席したり
- 一定期間連続して欠席したりしている

場合など、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、

- ・知立市教育委員会と連携し、速やかに、知立市又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・前項の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する。
- ・児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

５ 学校の取組に対する検証・見直し

- （１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- （２）学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取り組みの改善を図る。

（令和５年４月１日改訂）